

家畜人工授精所における家畜人工授精用精液又は家畜受精卵
(特定家畜人工授精用精液等であることを除く。)の業務に関する報告書

年 月 日 提出

北海道知事 殿

家畜改良増殖法施行規則第 49 条に基づき、2024 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの家畜人工授精所の運営の状況を次のとおり報告します。

1	家畜人工授精所の管理番号	
2	家畜人工授精所の名称及び所在地	
3	家畜の種類及びその業務の別	特定家畜以外がある場合を作成
4	家畜人工授精用精液を譲渡した件数	
5	家畜人工授精用精液を譲受した件数	
6	家畜受精卵を譲渡した件数	受精業務がない家畜人工授精所の場合は、空白でかまいません。
7	家畜受精卵を譲受した件数	

(日本産業規格 A 4)

備考

1 年は西暦で記載すること。
2 3 の家畜の種類は次の区分により番号を記入し、家畜の種類ごとに当該様式に基づき報告を行うこと。

- 1 牛
- 2 豚
- 3 馬
- 4 山羊
- 5 めん羊

3 の業務の別は次の区分により番号を記入すること。

- 1 家畜人工授精用精液の採取及び処理の業務
- 2 家畜体内受精卵の採取及び処理の業務
- 3 家畜体外受精卵の生産に関する業務 (家畜の雌のたいから採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外受精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。)
- 4 家畜体外受精卵の生産に関する業務 (家畜の雌から採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外受精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。)
- 5 家畜人工授精用精液若しくは家畜受精卵又はこれらの保存
- 4 4 及び 5 は家畜の種類ごとに記載し、6 及び 7 は牛に限って記載すること。



業務に関する報告は誰が報告するの？



- 業務に関する報告を行う義務があるのは、家畜人工授精所（国、県の施設を含む）の開設者です。
- 業務に関する報告には、特定家畜人工授精用精液等（和牛などの精液や受精卵）について、指定の様式（様式28号）に基づき、生産・譲受・譲渡・利用・廃棄又は亡失した数量を毎月にとりまとめて記載し、年次毎の状況を翌年次の4月末までに家畜人工授精所が所在する都道府県知事あてに報告する必要があります。



区分の詳細を教えてください！



- 生産等の区分の詳細は以下のとおりです。

区分	内容	備考
生産	<ul style="list-style-type: none"> ・精液等をストロー等に納め封をした(生産した)場合。 	生産に該当しないものは不要。
譲受 (含：搬入)	<ul style="list-style-type: none"> ・精液等を購入等(譲受)し、保存した場合。 ・他者から精液等の保存を受託(搬入)した場合。 	譲渡等記録簿と同。
譲渡 (含：搬出)	<ul style="list-style-type: none"> ・保存している精液等を販売(譲渡)した場合。 ・保存している精液等を、他農場で飼養されている牛に授精(譲渡)した場合。 ・受託している精液等を引き渡した(搬出した)場合。 	譲渡等記録簿と同。
利用	<ul style="list-style-type: none"> ・保存している精液等を、自分の家畜人工授精所で注入、検査により消費(利用)した場合。 	自農場において受託牛に授精する場合も利用。
廃棄又は 亡失	<ul style="list-style-type: none"> ・保存している精液等を廃棄した場合。 ・保存している精液等の亡失(なくした)ことを確認した場合。 	譲渡等記録簿と同。



運営状況の報告の記載例 (様式第28号)

- 各項目の毎に、月毎の数量をとりまとめて記載します。
- 数字の基となる資料は、種付台帳、譲渡等記録簿、家畜人工授精簿、家畜人工授精簿等です。

(単位: 米)	21年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
生産数量			600	800	600	600	500	600	500	700	600	500	5400
譲受数量			300	450	0	0	0	0	0	0	0	200	950
譲渡数量			500	200	800	800	800	600	900	500	700	300	5300
利用数量			50	0	200	200	100	100	200	100	100	100	950
廃棄又は亡失した数量			0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5
月末時点の保存数量			300	650	1695	1300	900	800	200	300	100	400	
備考						亡失した 精液の発 見+5							

①種付台帳(様式第4号その3)の「生産した本数」の月合計

②精液払受簿のうち「譲受本数」の月合計

③精液払受簿のうち「譲渡本数」(含: 他家へのAI)の月合計

④精液払受簿のうち「利用本数」(自家利用、検査等)の月合計

⑤精液払受簿のうち「廃棄又は亡失(なくしてしまつた)本数」の月合計

⑥前月末の在庫

上記集計

$$= ⑥800 + ①500 + ②0$$

$$- ③900 - ④200 - ⑤0$$

$$= 200$$

※ 1月~12月までのすべての記入が必要です。